

# ○ 警視庁鉄道警察隊運営規程

昭和 62 年 3 月 12 日

訓令甲第 3 号

存続期間

- [沿革] 平成 元年 7 月 訓令甲第 19 号 (い)  
4 年 6 月 同第 16 号 (ろ)  
5 年 3 月 同第 7 号 (は)  
10 年 3 月 同第 3 号 (に)  
12 年 3 月 同第 17 号 (ほ)、10 月同第 30 号 (へ)  
17 年 6 月 同第 20 号 (と)  
19 年 3 月 同第 3 号 (ち)、12 月同第 36 号 (り)  
22 年 3 月 同第 18 号 (ぬ) 改正

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 組織及び編成 (第 5 条—第 8 条)
- 第 3 章 勤務制及び勤務時間等 (第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 運用計画 (第 12 条—第 14 条)
- 第 5 章 警ら警戒活動等 (第 15 条—第 19 条)
- 第 6 章 服務及び教養訓練 (第 20 条—第 22 条)
- 第 7 章 会議等 (第 23 条・第 24 条)
- 第 8 章 報告 (第 25 条・第 26 条)
- 第 9 章 補則 (第 27 条)
- 附 則
- 別表

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、鉄道警察隊の運営に関する規則 (昭和 62 年国家公安委員会規則第 3 号) 及び警視庁組織規則 (昭和 47 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号) に基づき、警視庁鉄道警察隊 (以下「鉄道警察隊」という。) の運営について必要な事項を定めることを目的とする。(は、ち)

### (準拠)

第 2 条 鉄道警察隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (任務)

第 3 条 鉄道警察隊は、すべての警察事象に即応する態勢をもって、次の任務を行うものとする。

- (1) 鉄道施設において、警ら警戒活動、警乗活動等を行い、各種犯罪の予防検挙及び事故の防止に当たること。
- (2) その他特に命ぜられた警察業務の執行に当たること。

(警察署等との関係)

第4条 鉄道警察隊は、前条の任務を効果的に推進するため、関係所属、関係道府県警察、関係機関等と常に緊密な連絡協調を保たなければならない。

## 第2章 組織及び編成

(隊本部)

第5条 鉄道警察隊の隊本部に庶務係、計画係及び特務係を置く。

- 2 隊本部に本部付を置き、本部付には警部をもつて充てる。
- 3 隊本部の各係に主任を置き、主任には警部補をもつて充てる。

(分掌事務)

第6条 鉄道警察隊の隊本部各係の分掌事務は、次表のとおりとする。

係名	分掌事務
庶務係	ア 隊の庶務に関すること。
	イ 教養、訓練に関すること。
	ウ 他の分掌に属しないこと。
計画係	ア 各種警戒警備の計画に関すること。
	イ 勤務及び配置運用に関すること。
特務係	ア すり犯等の捜査に関すること。
	イ 各種情報の収集に関すること。
	ウ その他特命事項に関すること。

(分駐所等)

第7条 鉄道警察隊に分駐所及び連絡所（以下「分駐所等」という。）を置く。（は）

- 2 分駐所の名称、位置及び担当区域は、別表第1のとおりとする。
- 3 連絡所の名称、位置については、地域部長が定める。

(中隊)

第8条 中隊の編成及び各中隊が担当する分駐所は、別表第2のとおりとする。

- 2 中隊に中隊長を置き、中隊長には警部をもつて充てる。
- 3 小隊に小隊長を置き、小隊長には警部補をもつて充てる。
- 4 中隊は、第3条に規定する任務の遂行に当たるものとする。
- 5 中隊は、必要がある場合は、担当区域外においてもその任務を行うものとする。

## 第3章 勤務制及び勤務時間等

(勤務制)

第9条 鉄道警察隊の勤務制は、次のとおりとする。（に、ほ）

(1) 毎日制勤務

隊長、副隊長、本部付、中隊長、隊本部に勤務する者及び隊長の指定する者

(2) 四部交替制勤務

前号以外の者

（勤務時間）

第10条 鉄道警察隊勤務員の勤務時間は、次表のとおりとする。（ろ、ほ、り、ぬ）

勤務別	勤務時間		総時間	実働時間	休憩時間	休息時間	
	出勤	勤務終了					
毎日制勤務	午前 8:30	午後 5:15	8.45	7.45	1.00	0.30	
交替制勤務	第一日勤	午前 8:30	午後 5:15	8.45	7.45	1.00	0.30
	第二日勤	午前 8:30	午後 5:15	8.45	7.45	1.00	0.30
	当番	午前 8:30	翌午前 9:30	25.00	15.30	9.30	
備考	1 日勤の勤務時間には点検及び指示の時間を、当番の勤務時間には点検、訓授及び指示の時間を含む。 2 毎日制勤務の休息時間については、警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号）第5条第1項第2号又は第4号に該当する職員に限る。						

（宿直）

第11条 隊員（交替制勤務員を除く。）は、隊長の定めるところにより、宿直勤務に服するものとする。（ほ）

## 第4章 運用計画

（配置運用）

第12条 隊長は、第3条に定める任務に適応した効率的な配置運用を図らなければならない。

（勤務基準の策定）

第13条 隊長は、第10条の規定に基づき、各分駐所等の実態に即した勤務基準を定めなければならない。

（運用計画の策定）

第14条 隊長は、隊の基本計画に基づき、隊員の配置運用、活動重点、指導重点、教養訓練等について月間計画を定めるものとする。

2 隊長は、月間計画及び当務日における警察事象等を勘案し、中隊幹部に当務計画を策定させなければならない。

## 第5章 警ら警戒活動等

(警ら警戒活動)

第15条 分駐所等において勤務する隊員は、次の方法により、在所活動及び所外活動を行うものとする。(に)

- (1) 在所活動は、立番、見張り及び待機の方法により警戒し、各種犯罪の予防検挙、事件事象等の処理、公衆接遇等に当たる。
- (2) 所外活動は、警ら及び特別勤務の方法により前号の職務を行う。

(警乗活動等)

第16条 鉄道警察隊は、別に定めるところにより、列車警乗及び現金輸送警備を行うものとする。

(事案等の引継ぎ)

第17条 事案を取り扱った場合は、現場における必要な措置を迅速に行つた上で、速やかに所轄警察署に引き継ぐものとする。(は、に)

(活動報告)

第18条 隊員は、勤務終了の都度、取扱事件、活動結果等必要事項を隊長に報告するものとする。(に)

(応援派遣)

第19条 警察署等に派遣された隊員は、派遣先警察署長等の指揮を受けて勤務するものとする。

## 第6章 服務及び教養訓練

(隊員の心得)

第20条 隊員は、次の事項に留意して諸執行務の適正を期さなければならない。

- (1) 関係法令の研究及び実務能力の向上に務め、自主積極的な勤務を行うこと。
- (2) 担当区域内の実態把握及び所轄警察署勤務員等との連絡協調に努めること。
- (3) 列車警乗及び現金輸送警備に当たっては、その特殊性を十分認識し、その目的が達成されるように努めること。
- (4) 職務の執行に当たっては、特に受傷事故防止に留意すること。

(点検、訓授等)

第21条 隊長、副隊長、本部付及び中隊長は、隊員の就勤に当たっては、点検、訓授、指示等を行い、規律の保持と職務執行の適正を期さなければならない。

(教養、訓練)

第22条 隊長は、隊員に対し、列車事故等突発事案の発生時における初動措置その他鉄道警察隊の諸執行務に必要な教養を行わなければならない。

## 第7章 会議等

(会議)

第23条 隊長は、次により会議を開催するものとする。(に)

(1) 幹部会議

原則として月に1回開催し、隊の適正かつ効率的な運営を図るための基本方針、指導監督等について討議・検討を行うこと。

(2) 勤務員会議

随時開催し、警ら警戒活動、警乗活動等の能率向上を図ること。

(備付簿冊)

第24条 隊本部及び分駐所には、活動上必要な書類を簿冊として備え付けておくものとする。

(に)

## 第8章 報告

第25条 隊長は、次の事項について、地域部長に報告するものとする。(い、は、に)

(1) 隊員の運用及び活動状況

(2) その他必要と認めた事項

第26条 削除(に)

## 第9章 補則

(運用の特例)

第27条 隊長は、特別の事情により、この規程により難しい事項については、地域部長の承認を得て、別の定めをすることができる。(は、に)

## 附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

### 別表第1

分駐所の名称、位置及び担当区域

名称	位置	担当区域
東京分駐所	千代田区丸の内一丁目9番1号	第一方面、第二方面区内、第六方面区内のうち蔵前警察署管内及び亀有警察署管内を除く第七方面区内
新宿分駐所	新宿区新宿三丁目38番1号	第三方面及び第四方面区内
上野分駐所	台東区上野七丁目1番1号	第五方面区内、蔵前警察署管内を除く第六方面区内、第七方面区内のうち亀有警察署管内及び第十方面区内

立川分駐所	立川市曙町二丁目 1番1号	第八方面及び第九方面区内
-------	------------------	--------------

別表第2

中隊の編成及び担当分駐所

中隊編成	担当分駐所	中隊編成	担当分駐所
第1中隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1小隊</li> <li>— 第2小隊</li> <li>— 第3小隊</li> <li>— 第4小隊</li> </ul>	東京分駐所	第3中隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1小隊</li> <li>— 第2小隊</li> <li>— 第3小隊</li> <li>— 第4小隊</li> </ul>	上野分駐所
第2中隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1小隊</li> <li>— 第2小隊</li> <li>— 第3小隊</li> <li>— 第4小隊</li> </ul>	新宿分駐所	第4中隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第1小隊</li> <li>— 第2小隊</li> <li>— 第3小隊</li> <li>— 第4小隊</li> </ul>	立川分駐所